

2025 年度 高等学院同窓会学術研究奨励金 研究成果報告書概要（WEB 公開用）

高等学院長
高等学院同窓会理事長 殿

研究代表者氏名 [鈴木 凱陽]

学年・組・番号 [3 年 F 組 11 番]

研究課題： 近世後期における最上川流域での舟運統制と郡中議定の差異
—村山郡・大石田を中心に—
(英文) Differences between the control of river transportation and Gunchu-gijo in the
Mogami River Basin during the Late Early Modern Period
A case study of Oishida and Murayama District in Yamagata Prefecture

研究概要：

(研究課題を選んだ動機、達成するための計画・目的・方法等について 200～400 字で記入してください)

近世の村社会において、領主権力の相対性から村の自治を一定程度容認した村請制が敷かれ、その下で村単位の連帯責任制によって成立していた。その体制下に組み込まれた中間支配者である郡中惣代同士が取り決めを行い制定されたのが、郡中議定である。とりわけ、行政面において統一性の無かった村山郡では、近世後期にかけて郡中議定の制定を通じて郡共通の課題に対峙したのである。本研究では、凶作や飢饉等の対応策として制定された最上川舟運の統制関連の郡中議定に着目し、幕府の直支配によって展開された舟運統制下で制定された“取り決め”と比較しながら、両者の特徴や相違点について考察することを目的とした。

本研究における具体的な手法であるが、早稲田大学図書館にて文献調査を行った。また、山形大学中央図書館にて史料の収集を行ったほか、山形県北村山郡大石田町を中心にフィールドワークを実施した。

研究成果：

(研究の結果概要、結果に対するフィードバックや感想等について 200～400 字で記入してください)

村山郡・大石田を中心に最上川舟運の統制の変遷や、舟運統制の“取り決め”や郡中議定についての位置づけについて検討した。幕府の直支配によって差配制などの舟運統制が敷かれるなかで、大石田の船持らをはじめとする在郷商人を通じて文政期において舟運秩序の乱れや不正が相次いで指摘された。結果的に、“取り決め”である議定書の内容は当初の民主的プロセスを踏襲した仮惣代の選任方法に回帰することを決定し、訴人の大石田の船持が有する既得権益を保護する形となった。一方で、郡中議定は荷問屋や船持などの商人層の既得権益を一蹴し、その商人層と対抗し商品生産者たる農民層の強い要求を反映させて制定した。すなわち、舟運統制を目的とした“取り決め”では旧来の荷問屋や船持などの商人層の影響を強く受けて制定されたのに対し、郡中議定は幕藩体制の維持に大きく貢献していた生産者視点で制定され影響を及ぼす形となった。このような法秩序のもとで生じた商人層と農民層との対立の先鋭化が、近世後期の最上川舟運の秩序形成に影響を与え、やがて幕藩体制の維持が困難となっていたのではないかと考えられる。

研究者：(以下の、代表者・分担者は学年・組・氏名を明記する)

研究代表者 3 年 F 組 鈴木 凱陽

担当教諭 松澤 徹 先生

(受給額： 35,000 円)

※研究課題、研究概要、研究成果、研究代表者名が WEB ページ上で公開されることに同意します
(次のページに続きます)

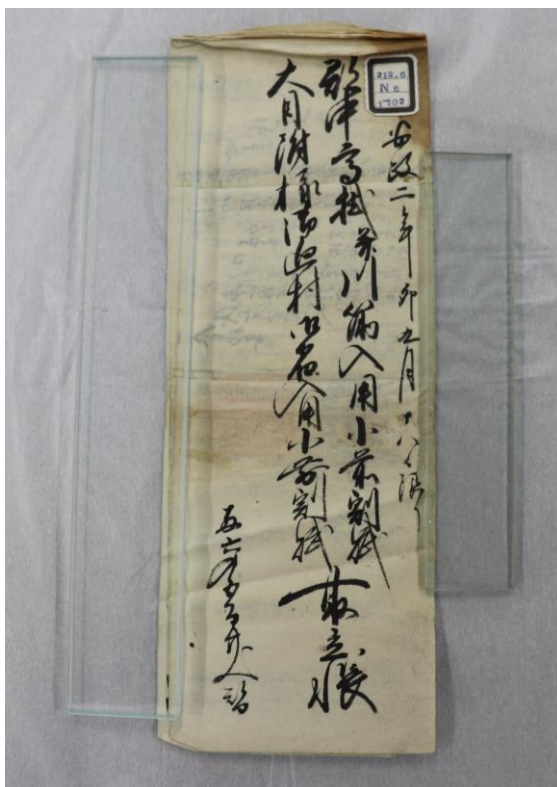
研究成果写真：

(研究過程がわかる写真や、研究結果がわかる写真などを数点貼り付けてください)

最上川舟役所跡大門（大石田）



二藤部文書（分家）



三泉村文書

